平成２９年（フ）第１３０号
福島市飯坂町平野字乱東後６番地の４
債務者　塚原　政美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３３６号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目11番31―202号　プレリ西大島
債務者　佐久間陽子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６３号
茨城県東茨城郡大洗町和銅14番地の６
債務者　関根　一身
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
千葉県茂原市小林2725番地12（Ｂ棟）
債務者　奥田　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
千葉県茂原市上林158番地１（ダイアパレス茂原721号）
債務者　髙比良裕之
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
千葉県茂原市上林158番地１（ダイアパレス茂原721号）
債務者　髙比良鈴代
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６１８号
川崎市幸区小向町15―25　介護老人保健施設千の風・川崎、住民票上の住所川崎市宮前区東有馬５丁目20番16―206号
債務者　五十嵐松子
成年後見人　山際康太郎
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
山梨県南アルプス市飯野3174番地３　マノアールＤ　101号室
債務者　樋口　　充
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
長野県飯山市大字静間1329番地３
債務者　高橋　玲央
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
長野市大字安茂里8541番地78　ハイツエムＢ
債務者　和田喜美雄
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
静岡県富士市桑崎617番地、住民票上の住所静岡県富士市桑崎108番地
債務者　佐藤　律子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１１４１号
名古屋市千種区新西２丁目２番25号　エンゼル千種303号
債務者　中原喜代美（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３６号
愛知県あま市坂牧西之宮54番地　レオパレスイズミハイム　106号、従前の住所愛知県あま市上萱津北ノ川３番地２　スペリア甚目寺Ⅱ712号
債務者　谷口　　郁
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７４７号
名古屋市緑区相原郷１丁目203番地　潮見が丘東ハイツ402号
債務者　飯田　彩乃（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字野際51番地４
債務者　熊谷　正子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２５号
愛知県稲沢市松下２丁目14番地４号、住民票上の住所愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木３丁目105番地　シャンボール梨子ノ木203号
債務者　都築　　学
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２３６号
大津市平津２丁目４番20―511号　佐竹方、前住所大津市森２丁目３番１号
債務者　竹内　葉子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大津地方裁判所民事部